**送付先住所設定申出書**

（申出日）　　　年　　月　　日

（宛先）亀岡市長

　　　　　　　　　　　　（申出者）

　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　ﾌﾘｶﾞﾅ

　　　　　　　　　　　　　氏名

　　　　　　　　　　　　　生年月日　　　　　　 年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　支給対象者との関係（　　　　　　　　　　　　）

　　　　　　　　　　　　　電話番号

　令和7年度不足額給付金（定額減税しきれない方への給付金）に関する書類について、下記送付先住所に送付願います。

|  |  |
| --- | --- |
| 支給対象者 | * 同上（上記の申出者と同じ）
 |
| 〒　　　－ |
| 住所　　　　 |
| ﾌﾘｶﾞﾅ　　 | 生年月日 |
| 氏名　　 | 　　年　　月　　日 |
| 送付先として設定する住所 | 〒　　　－ |
|  |
| （方書） |
| 変更の目的 | １．住民票の異動を伴わない転居による住所変更２．親族宛に送付３．その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

※申出者の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード（表面）等）の添付をお願いします。

※送付先を変更・削除する場合は速やかにお申し出ください。

※令和6年度に実施した調整給付金で提出済みの方は本申出書の送付は不要です。

（裏面をご確認ください）

|  |
| --- |
| **【誓約・同意事項】　※全ての項目を確認し、□にチェック（レ）してください。*** **以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**
 |
|
| ① | 下記の支給要件に当てはまる場合、市区町村において算定した支給額が支給されます。市区町村における算定の結果、０円となった場合には不足額給付金は支給されません。 |
|
| 　 | 【支給要件】以下の2つの要件をいずれも満たす人* 令和７年１月１日時点で亀岡市に住民票がある人
* 以下の事情により、令和6年度に実施した当初調整給付金に不足が生じる人

①令和６年分所得税実績額などが確定した結果、当初調整給付金の支給額に不足が生じた人②令和６年度定額減税対象外であり、次の要件をすべて満たす人1. 合計所得金額が４８万円を超える人や事業専従者であるなど、税制度上「扶養親族」の対象外であり扶養親族等として定額減税の対象外である人
2. 令和５年度非課税世帯への給付（７万円）、令和５年度均等割のみ課税世帯への給付（１０万円）、令和６年度新たに非課税世帯もしくは均等割のみ課税となった世帯への給付（１０万円）を受給した世帯の世帯主・世帯員ではない人
3. 当初調整給付金を受給していない人

【支給額】* 上記の①に該当する人：「不足額給付算定時の調整給付金額」－「当初調整給付金額」
* 上記の②に該当する人：原則４万円（令和６年１月１日時点で国外居住者であった場合は３万円）
 |
| ② | 不足額給付金の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。 |
|
|
| ③ | 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。 |

**本人確認書類等貼付欄**

本人（代理人）確認書類

※運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード（表面）、年金手帳、

介護保険証、パスポート等の写し（いずれか１つ）

※代理による場合は、本人及び代理人の本人確認書類を添付

**【提出先】〒621-8501　京都府亀岡市安町野々神８番地　亀岡市役所　企画調整課**